

民法 採点基準

全体を通じて、(1) 法的問題の解決の概略を理解していること、(2) 法的解決のために根拠となる法規定や判例の趣旨の引用がなされていること、(3) 提示された事実に応じた解決を導くための論理が展開されていること

具体的には、

設問1：12点

共同相続された普通預金債権が、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのか、それとも、それらが遺産分割の対象となるのかを問うもので、判例の趣旨や法規定等に言及していることが採点のポイントになる。

設問2：13点

死亡保険金は、903条1項に規定する「遺贈又は贈与に係る財産」に当たるかどうかの問題となっている。判例では、(1) 生命保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないとする原則的理解があること、(2) ただし、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合に当たるかどうか、該当する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解する、といった論点の言及があること、そして、(3) 上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきであると判示しているので、本件の事情に照らして、特段の事情があったかどうかに関及しているかが採点のポイントになる。